

# 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

審査請求人代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人が平成30年11月27日に提起した、上記処分庁が平成30年8月27日付けで行った生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 第1 事案の概要

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付

けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

## 2 事案の経緯等

(1) 審査請求人は、平成[年] [月]に審査請求人の前夫（以下「前夫」という。）と離婚し、長女である[ ]（以下「長女」という。）のほか2人の子どもとともに生活し、平成[年] [月] [日]から生活保護の受給を処分庁から受けていた。

なお、その後女児を出産し、5人世帯になっている。

(2) 長女は、平成[年] [月] [日]に前夫の運転する自動車に乗車中に交通事故（以下「本件事故」という。）に遭い、[ ]するなど大きな傷害（以下「本件傷害」という。）を負った。

なお、本件事故に係る医療費については、本件事故を起こした前夫が加入していた保険会社（以下「本件保険会社」という。）から支払われることになった。

長女は、その後、複数回の手術を受けたものの、[ ]  
し、その他の指の機能も回復せず、左手の肘から下の機能がなくなるなど  
の後遺障害（以下「本件後遺障害」という。）が生じた。

(3) 処分庁の職員は、平成30年2月23日、審査請求人から、今まで長女の本件事故に係る医療費は保険会社から支払われてきたが、今後は「後遺障害による慰謝料」が一括で支払われる見込みになった旨を聞き取ったため、慰謝料を得た場合に法第61条に基づく収入申告が必要なことを説明した（乙3）。

(4) 審査請求人は、平成30年8月2日に処分庁窓口に来所し、同年7月31日に本件事故に係る保険金（以下「本件保険金」という。）[ ]  
円を受領した旨の申告をした。

なお、本件保険金の内訳は次のとおりである（乙1）。

治療費	[REDACTED] 円
看護料	[REDACTED] 円
入院諸費	[REDACTED] 円
通院交通費	[REDACTED] 円
その他費用	[REDACTED] 円
<u>精神的損害</u>	[REDACTED] 円
傷害小計	[REDACTED] 円
遺失利益	[REDACTED] 円
<u>精神的損害</u>	[REDACTED] 円
<u>後遺障害小計</u>	[REDACTED] 円
保険金額（総計）	[REDACTED] 円
既払い額	▲ [REDACTED] 円
親族受領分（上記通院交通費）	▲ [REDACTED] 円 (既払い額 [REDACTED])
■円を除く。)	

審査請求人への入金 (H[REDACTED]) [REDACTED] 円

(5) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで、審査請求人世帯の生活保護の廃止決定を行い、同年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで次のとおりの本件処分を行った（乙3）。

ア 決定年月日 平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日

イ 返還の理由 保険金受領による（事故日：平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日 受領日：平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日）平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日以後に支給した保護費の返還

ウ 返還決定額 [REDACTED] 円

(6) 審査請求人は、平成30年11月27日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

(1) 返還すべき保護費の範囲について、処分庁は事故発生時（平成[年]月[日]）に資力が発生したとしているが、示談成立時（平成[年]月[日]）とすべきである。

「第三者加害行為による補償金、保険料等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について」（昭和47年12月5日付け厚生労働省社会局保護課長通知。以下「昭和47年課長通知」という。）において、客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害による損害賠償請求権については最終判決又は和解の時点、自動車事故の場合は自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることが確実なため、事故発生時としている。

また、東京都の生活保護事例集においては、「交通事故の補償金」について資力があると判断される時点について、①自動車損害賠償保障法（強制保険）による保険金について、事故発生時としているが、一方で、慰謝料は、確実に支払われると判断された時点（示談成立時）とし、自賠責保険の適用による「慰謝料」については事故発生時としている。

交通事故を起因とする損害賠償請求において、任意交渉であっても、症状固定まで長時間療養を要する場合は、さらに、後遺障害認定手続きを経たうえで、示談交渉がなされることが通例であり、事故発生時に資力が発生するとされると、多額の保護費を返還しなければならなくなる。一方、一定期間交渉を行ったものの、合意ができず、訴訟を提起した場合であれば、判決時が資力発生の基準時となり、保護費が大幅に減少する。これを比較するところの不均衡について合理的な説明はできない。

本件は、事故発生時は平成[年]月[日]であるが、症状固定後、ようやく示談交渉の末、平成[年]月[日]に示談が成立したものである。事故発生時に損害賠償請求の内容は確定しておらず、資力が発生しているもの

とは言えないことから、示談が成立した同日を「資力発生日」と解すべきである。

(2) 法第63条の返還金決定には実施機関の裁量権が認められており、昭和47年課長通知のとおり、実施機関は、法第63条に基づく費用返還額を定めるに当たっては、当該世帯の現在の状況及び将来の自立助長を考慮すべきである。

長女は、現在も左手の全ての指が動かない状況になっており、自力で着替えができず、排泄も容易でない。両手を使うハサミの使用、ペットボトルの蓋の開け閉めや、自転車にも乗ることができない。学校の体育の授業においても、走る以外の手を使う運動はできない。長女は、今後も定期的に通院して、診察・治療を受けるほか、複数回の皮膚移植手術、左手の電動義手の装着など、多額の医療費や装具代がかかる。

また、審査請求人は長女を含めて4名の子らを監護養育しており、本件事故の示談金の入金により、生活保護は廃止になっているが、今後、審査請求人は、4人の未成年の子らを独りで養育していかねばならないため、経済的な見込みは明るいものではない。

このことから、審査請求人世帯は、今後も経済的には厳しい状況に置かれることは明らかであり、このような状況において、約 [REDACTED]万円もの金員の返還を求めることは、不当である。

(3) 処分庁は、上述のとおり、当該世帯の現在の状況及び将来の自立助長を考慮することが求められているが、処分庁は、示談金が入金したら連絡ほしいと伝えていたのみであり、入金後は直ちに審査請求人の生活保護を廃止するとともに、保護費の返還を命じた。本件処分に際して、処分庁は審査請求人に対して、今後の自立助長の観点からの聴取・検討がなされた形跡がない。また、本件処分は返還金額の全額のみが示されるのみで内訳が明らかにされていない。

## 2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人は、処分庁が収入申告義務について「単に示談金が入金したら連絡してほしいと伝えていた」のみで「今後の自立助長の観点からの聴取・検討がなされた形跡がない。」とし、処分庁の説明責任が果たされていないと主張する。しかし、処分庁の職員は、収入認定に際して、慰謝料等の目的が明らかな場合には、収入認定の取扱いについて検討できる制度が存在することを説明している。また、事故後少なくとも22回審査請求人との面談の機会において審査請求人から自立更生に係る費用について事前の相談があった事実はない。
- (2) 処分庁の担当職員は、本件保険金を受領した日の直近1年間の家庭訪問時（平成29年11月10日、平成30年2月23日及び同年5月16日）、家庭の状況について聴取しているが、審査請求人が主張する長女の手術代、医療費、電動義手及び装具等に今後も多額の費用が見込まれることについて相談がなく、予見も不可能であった。
- (3) 審査請求人は、長女そのための「多額の医療費や装具代」等の今後の生活不安を主張するが、生活保護の廃止に伴い、国民健康保険等に加入すると、医療費が高額になれば、高額医療費として給付の対象となる。また、審査請求人が現在住んでいる[REDACTED]市では、15歳まで医療費を実質無料にしており、さらに、ひとり親家庭は、18歳まで実質無料となっている。
- また、治療材料としての装具代については、国民健康保険法の療養費の適用対象になる。また、日常生活の便宜を図るために用具又は電動義手（小児用）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、申請に基づき必要性の判定を受けて、給付がなされるなど他法他施策で装具等にかかる共助・公助があるなかで、自立更生に係る費用を特に認める余地は大きくない。
- (4) 本件保険金約[REDACTED]万円、本件処分に係る返還決定額が[REDACTED]万円弱

であるから、なお、約 [ ] 万円程度の残余が生じる。処分序はかかる残預金をもって審査請求人世帯が以後6か月を超えて生活困窮に陥る蓋然性がないことを確認した上で本件処分を行っている。

### 第3 理由

#### 1 資力の発生時点について

##### (1) 法の規定について

法第4条第1項において、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定して、いわゆる保護の補足性の原則を定めている。他方、同条第3項は、同条第1項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定し、さらに、法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。

法第4条第3項は、同条第1項にいう利用し得る資産等の資力がある者であっても、その資力を現実に活用することができない等の理由により、保護の必要が急迫していると認められる場合には、上記補足性の原則に照らせば本来的な保護の受給資格を有するということはできないものの、例外的に、保護を受けることができることとしたものと解され、また、法第63条は、法第4条第3項に基づいてとり急ぎ保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合には、当該保護受給者に対し、その受けた保護につき費用返還義務を課すこととしたものと解される。

このような法第4条及び第63条の趣旨及び文言に照らせば、法第63条にいう「資力」とは、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」と基本的に

は同義であり、ここでいう「利用し得る資産」とは、現金等、直ちに現実に活用することが可能な資産がその典型例であるが、他人に対する債権（請求権）を保有するにすぎない場合であっても、債務者の資力に問題がなく、後に実際にも履行されたものであれば、それが客観的に発生した時点をもって活用することが可能な資産を取得したものとみることが、それ以降に支給される保護費との関係において保護の補足性の原則に適うということができるから、上記の時点において「資力」があったものとして扱うことが相当であると解される。

また、昭和47年課長通知においては、客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とは、公害による損害賠償請求権については最終判決又は和解の時点、自動車事故の場合は自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることが確実なため、事故発生時としている。

## (2) 本件保険金について

本件保険金は、本件事故を起こした前夫が加入していた人身傷害保険（保険法（平成20年法律第56号）第2条第7号に規定する傷害疾病損害保険契約に該当するもの。以下同じ。）に基づき本件保険会社から支払われたものである。人身傷害保険による保険会社に対する保険金支払請求権は、原則として被害者において交通事故時に直ちに発生するものと解される。

また、後遺障害の慰謝料については、後遺障害の性質上、その内容又はその程度の認定に特別の困難がある傷病の場合（例えば、高次脳機能障害の場合）については、当然に債務者からの履行が得られるのが確実な状況とはならないことがあり得るものであり、そのような場合において、後遺障害の認定に一定の時間を要したときは、保険会社における後遺障害の等級認定が定まり、履行が確実となった時点をもって、「資力」が発生したものとして扱うことにも合理性があるといつてできる。しかし、[REDACTED]など長女が負った本件傷害の内容等からは、後遺障害に対する保険金支払いは当

然行われるべきものであると認められ、履行が不確実であったという事情があつたとは認められない。

したがって、本件後遺障害に起因する損害が確定せず、金額は定まっていないとしても、交通事故の日に後遺障害に対する保険金支払請求権を得たと考えられる。

## 2 本件処分について

長女は、平成[年]月[日]の本件事故により、[ ]などの本件傷害を負い、入院及び通院加療を経て、平成30年2月末頃に症状固定となり、左手の肘から下の機能がなくなるなどの本件後遺障害の診断を受けたことが認められる。上記1(1)のとおり、それが他人に対する債権(請求権)を保有するにすぎない場合であっても、債務者の資力に問題がなく、後に実際にも履行されたものであれば、それが客観的に発生した時点をもって「資力」があったものとして扱うことが相当である。したがって、人身傷害保険に基づく長女の保険会社に対する保険金支払請求権の履行として支払われたと認められる本件保険金のうち、本件事故による傷害に係る部分については、本件事故の日である平成[年]月[日]の時点において、法第63条にいう「資力」に該当すると認めることができる。また、本件保険金のうち本件事故による本件後遺障害に係る部分についても、後遺障害に対する保険金支払請求権を得たと考えられる本件事故の日である平成[年]月[日]の時点において、法第63条にいう「資力」に該当すると認めるのが相当である。

したがって、本件処分に係る処分庁の法第63条にいう「資力」の発生時点についての認定に誤りは認められない。

## 3 返還額の控除について

法第63条の規定により保護費の返還額を決定するに当たっては、同条にいう「資力」として収入認定するに当たり控除すべき費用があれば控除した上で(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発

第246号厚生省社会局長通知)の第8の2等参照)、全額を返還対象とすれば当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、必要な範囲で自立更生費等を控除して定めることとされている(「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1等参照)。

しかし、本件に現れた記録を見る限り、収入認定において、処分庁は、本件保険会社が親族と医療機関に直接支払った金額を除いて支払われた保険金[■]、[■]円から8,000円を控除するのみで、控除すべき金額を検討していない。また、処分庁は、審査請求人から自立更生費等についての申出がなかったと言うのみで、返還対象額から控除すべき審査請求人世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた金品の有無、将来当該世帯の自立更生に真に必要と認める額の有無、及び全額返還が審査請求人世帯の自立を著しく阻害するか等について、保護の実施機関として十分な調査・検討をしたことを認めるに足りる資料は見当たらない。

以上によれば、返還金額の決定において処分庁に一定の裁量権が与えられている以上、処分当時の審査請求人らの資産や収入の状況、今後の生活の見通しなどについての調査や、要返還額の全額を返還対象とすることが審査請求人世帯の自立更生を著しく阻害するおそれがないかについての十分な検討を欠いて行われた本件処分は、処分庁に付与された裁量権の行使について妥当なものではあったとは認められず、不当と言わざるを得ない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月9日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

